

7-4 自動運転に関する法律～各論

③ 刑事責任

刑事責任に関する法律

自動車の交通事故に関する刑事責任に関する法律としては、①自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律、②刑法があります。

過失責任主義の貫徹

自動車の交通事故に関する法的責任に関する法律について、現行法上、刑事責任と民事責任とで大きく異なるのは、過失責任主義を貫徹しているか、修正しているかという点です。

過失責任主義とは、近代法の基本的な原則であり、法的責任を問う要件として過失を要求するという原則、すなわち、過失がなければ法的責任を問わないという原則です。

自動車の交通事故に関する刑事責任に関しては、①自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律でも、②刑法でも、過失責任主義が貫徹されています。

これに対し、自動車の交通事故に関する民事責任に関しては、7-5で説明しているとおり、自動車損害賠償保障法でも、製造物責任法でも、過失責任主義が修正されています。

運転者の過失による交通事故

運転者の過失等によって事故が発生した場合、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律によって処罰されます。

運転者の「過失」によって事故が発生した場合は、同法第5条（過失運転致死傷罪）が適用されます。

車両の欠陥による交通事故

車両の欠陥によって事故が発生した場合、刑法第211条前段の業務上過失致死傷罪が適用される可能性があります。

ただ、従前は、運転に関する「認知、予測、判断、操作」を行うのは専ら運転者でしたので、交通事故の多くは、運転者の過失が原因になっており、車両の欠陥が原因になっていることは稀でしたので、これまでの処罰例は非常に少数です。

規制法違反としての刑事責任

なお、刑事責任には、前記の交通事故に関する刑事責任とは別に、交通事故が発生しなくても規制法上の義務に違反した場合に科せられる規制法違反としての刑事責任があります。例えば、道路交通法には、道路交通法の義務に違反した場合の罰則規定が設けられており、道路交通法上の義務に違反した場合、道路交通法違反として処罰されることがあります。同じように、道路運送車両法にも、道路運送車両法の義務に違反した場合の罰則規定が設けられており、道路運送車両法上の義務に違反した場合、道路運送車両法違反として処罰されることがあります。